

第3期南幌町障がい福祉計画に基づく
平成24年度実績評価

平成25年12月

平成24年度実績評価にあたって

南幌町では、障害者基本法に基づき平成19年度から平成24年度を計画期間とする「第1期南幌町障がい者計画」を作成し「誰もがいきいきと暮らせつバリアフリー社会の実現」を目指し取り組んできました。平成24年度で本計画は終了し、平成25年度からスタートする「第2期南幌町障がい者計画」の作成をし取り組んでいるところです。

また、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第3期障がい福祉計画を平成24年3月に策定し、「誰もがいきいきと暮らせるまちづくり」を目指して目標値を定め、推進に努めてきました。

本報告は計画における前年度実績を評価することで、障がい者施策の質とニーズを捉えたサービスを確保していくものです。計画当初年度においては、ほぼ見込値のとおりで利用者のニーズに対応できていると考えております。

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称が変更され、平成25年4月1日に施行されました。この法律の趣旨は地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することとなっています。すでに昨年4月より第3期南幌町障がい福祉計画がスタートし、各施策を進めているところですが、今後も障がいのある人が希望する暮らしの実現のために障がい福祉サービス事業者や関係機関、地域住民と一体となって推し進めていく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

平成25年12月

<目 次>

1	訪問系サービス	1
2	日中活動系サービス	3
3	居住系サービス	7
4	地域生活支援事業	9
5	資料	12
6	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱	14
7	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿	15

1 訪問系サービス

第3期南幌町障がい福祉計画 19～23 ページ参照

サービス名称	サービス内容
居宅介護	障がい者の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯および掃除など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
同行援護 (平成23年10月新設)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上、著しい困難を有する人で常時、介護を要する人に危険回避のため必要な援護や外出時の移動の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

1) 居宅介護

第3期計画において見込量の見直しを行いました。実績は見込量との差異が生じています。ここ数年の利用実人数はあまり変わりありません。今後も必要とする人が利用できるよう相談支援などとおして利用の促進を図っていきます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
居宅介護	時間数 ()は人数	見込量	50 (6)	50 (6)	67 (7)	60 (7)	66 (8)	72 (9)	25 (8)
		実績	40 (7)	47 (6)	64 (6)	28 (7)	24 (8)	23 (7)	13 (6)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

2) 重度訪問介護

第2期計画策定時に利用実績がなかったため見込量を設定していませんでしたが、平成21年度からの利用実績に基づき第3期計画策定

において見込み量を設定し2名の方の利用実績がありました。利用者のニーズに合わせ利用されていると考えられます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
重度訪問 看護	時間数 ()は人数	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	265 (1)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)	246 (1)	243 (1)	249 (1)	214 (2)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

3) 同行援護

平成23年10月より新たに導入されたサービスですが、利用実績はありません。

4) 行動援護

日中活動系サービスの利用との併用により利用時間数は計画を下回っていますが、利用実人数は、ここ数年変わりありません。今後は利用者のニーズにあわせた利用を促進していきます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
行動援護	時間数 ()は人数	見込量	40 (1)	40 (1)	49 (2)	50 (2)	50 (2)	50 (2)	15 (2)
		実績	18 (1)	39 (1)	48 (2)	27 (2)	11 (2)	3 (2)	5 (2)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

5) 重度障がい者等包括支援

第1期計画策定時より、利用実績がありません。

2 日中活動系サービス

第3期南幌町障がい福祉計画 24～ 31 ページ参照

サービス名称		サービス内容
生活介護		障害者支援施設等において、主として日中の入浴、排泄及び食事等の介助を実施するとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練	機能訓練	身体障がい者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談及び助言場般支援を行います。
	生活訓練	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援		一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、就職活動に関する支援、就労後の職場定着のための相談支援等を行います。
就労継続支援	雇用型＝A型	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生活活動、その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	非雇用型＝B型	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生活活動、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力のこうじょうのために必要な訓練を行います。
療養介護		医療と常時介護を必要とする方に、主として昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日地上生活上の世話、その他の必要な支援を行います。
短期入所		自宅で介護する方の疾病その他の理由により、短期間、障害者支援施設等に入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

1) 生活介護

平成23年度末において旧体制の入所施設が新体制に移行が終り、施設入所支援と組み合わせられて利用されることから、前年度と比べて増加しています。今後は、通所での利用者がニーズに合ったサービスを受けられるようサービス提供事業所との連携に努めます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
生活介護	利用日数 ()は人数	見込量	88 (4)	88 (4)	242 (12)	374 (17)	418 (19)	770 (35)	820 (41)
		実績	85 (5)	85 (5)	157 (11)	282 (18)	419 (22)	558 (36)	737 (38)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する事業所が近隣市町にほとんどないため、見込量も設定していません。機能訓練については、利用実績はありませんでしたが、生活訓練については、2名の方の利用がありました。2か月程度の利用実績だったため月平均利用日数は少ない状況にあります。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
自立訓練 (生活訓練)	時間数 ()は人数	見込量	0	0	44 (2)	22 (1)	22 (1)	0	0
		実績	0	16 (1)	37 (2)	22 (2)	0	0	3 (2)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

3) 就労移行支援

見込量どおり3名の方の利用実績がありました。1カ月のみの利用の方もいたため月平均の利用日数は少ない状況にあります

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
就労移行 支援	時間数 ()は人数	見込量	44 (2)	66 (3)	66 (3)	22 (1)	22 (1)	88 (4)	59 (3)
		実績	40 (3)	44 (4)	32 (3)	0 (0)	0 (0)	34 (3)	31 (3)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は年間利用実人数

4) 就労継続支援（雇用型=A型・非雇用型=B型）

A 型については、近隣に事業所が少ないことから見込量を設定していませんでしたが、平成24年度は、4人の方の利用がありました。数ヶ月間の利用のため、月平均利用日数は少ない状況にあります。

B 型については、利用人数・利用日数ともに見込量を上回っています。利用者のニーズに合わせての利用によるものと考えます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
就労継続 支援A型	利用日数 ()は人数	見込量	22 (1)	22 (1)	88 (4)	88 (4)	88 (4)	22 (1)	0 (0)
		実績	21 (1)	21 (1)	86 (4)	64 (3)	22 (3)	0 (0)	18 (4)
就労継続 支援B型	利用日数 ()は人数	見込量	22 (1)	66 (3)	154 (7)	220 (10)	220 (10)	352 (16)	298 (17)
		実績	19 (1)	22 (3)	47 (7)	159 (13)	227 (17)	249 (21)	317 (21)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

5) 療養介護

平成23年度までは利用実績はありませんでしたが、平成24年度の法の改正により重症心身障害児施設に入所している方が、障害者総合支援法のサービスになったことから4名の利用実績があります。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
療養介護	人数	見込量	0	0	0	0	0	0	4
		実績	0	0	0	0	0	0	4

6) 短期入所

何らかの理由により一時的に利用されるサービスですが、このサービスは介護負担の軽減などにも有用であることから、今後もサービスの情報提供を行うとともに利用者の把握や確保を推進していきます。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
短期入所	利用日数 ()は人数	見込量	22 (1)	22 (1)	40 (10)	40 (10)	44 (11)	48 (12)	53 (12)
		実績	41 (7)	27 (11)	42 (10)	69 (12)	52 (12)	43 (9)	42 (12)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

3 居住系サービス

第3期南幌町障がい福祉計画 32～35 ページ参照

サービス名称	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排泄及び食事の介護等、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

1) 共同生活援助と共同生活介護

共同生活援助利用者8名、共同生活介護利用者2名の利用で、ほぼ見込量どおりの利用実績となっています。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
共同生活援助・ 共同生活介護	人数	見込量	3	3	5	4	4	4	9
		実績	3	4	5	5	7	11	10

※人数は利用実人数。

2) 施設入所支援

平成23年度末で新体制の施設入所支援に移行が終了しています。平成24年度の利用実績は、施設からの地域生活移行がなかったため、見込量を上回っています。

			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
施設入所支援	人数	見込量	2	3	8	11	13	28 (27)	25
		実績	3	3	8	10	14	24	27
旧法施設支援 (入所)		見込量	27	26	21 (19)	17 (16)	15	0	
		実績	27	27	21 (19)	18 (16)	14	13 (4)	

※人数は利用実人数、()内は重複者を除く利用実人数を記載。

4 相談支援

サービス名称	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います
(新) 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神病院に入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出の支援・入居支援等を行います。
(新) 地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、24時間の相談支援等を行います。

平成 24 年度は、町内に指定特定相談支援事業所の新設がなかったことや町外の事業所も不足していたことから利用実績は1名でした。

平成 26 年度までにサービスを利用する全ての障がい者に対してサービス等利用計画を作成する必要があることから、今後、指定特定相談支援事業所の新設推進や計画的なサービス等利用計画の作成が必要です。

区分			H24
計画相談支援	人 数	見込量	2
		実 績	1
地域移行支援		見込量	1
		実 績	0
地域定着支援		見込量	1
		実 績	0

※人数は利用実人数。

5 地域生活支援事業

第2期南幌町障がい福祉計画 37～39 ページ参照

	サービス名称	サービス内容
必須事業	相談支援事業 (障がい者相談支援事業 地域自立支援協議会 相談支援機能強化事業 成年後見制度利用支援事業)	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。 また、地域におけるネットワークの中核として「地域自立支援協議会」を設置し、雇用、教育、医療等の各種サービス、相談支援事業を総合的に調整、推進します。
	コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
	移動支援事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な人を対象に、外出支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人（児）に日中における活動の場を提供し、その家族の一時的な休息となるよう支援を行います。
	生活サポート事業	介護給付の認定が非該当となった人について、日常生活に関する支援、家事などの必要な支援を行います。
	知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場への定着を支援します。
	自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する時に係る経費の一部を助成します。
	身体障害者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、自ら運転できるようにするため、自動車改造に要する経費を助成します。
その他	福祉ハイヤー利用料金助成事業	身体手帳1・2級又は3級の一部と療育手帳保持者、精神保健福祉手帳保持者に対してハイヤー利用料金の一部を助成します。
	腎臓機能障がい者通院交通費助成事業	人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある方に対して交通費の一部を助成します。

		H22		H23		H24	
		見込量	実績	見込量	実績	見込	実績
相 談 支 援 事 業	相 談 支 援						
	障がい者相談支援事業	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	3カ所	2カ所
	地域自立支援協議会	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	検討中
	相談支援事業機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	成年後見制度利用支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
コミュニケーション支援事業							
	手話通訳者派遣事業	3人	1人	3人	3人	3人	2人
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具	2件	6件	2件	1件	3件	0件
	自立生活支援用具	3件	4件	1件	4件	3件	1件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件	0件	1件	2件
	情報・意思疎通支援用具	1件	2件	1件	0件	1件	0件
	排泄管理支援用具	82件	120件	84件	134件	130件	146件
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
移 動 支 援 事 業							
	利 用 人 数	8人	7人	9人	17人	7人	15人
	利 用 時 間	176 時間	180 時間	184 時間	357 時間	200 時間	382 時間
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
日 中 一 時 支 援 事 業		11人	11人	12人	11人	12人	9人
身体障害者用自動車改造助成事業		1人	1人	1人	1人	1人	1人
腎臓機能障がい者通院交通費助成事業			19人		18人	20人	14人
福祉ハイヤー利用助成事業			87人		82人	90人	68人

障がい者相談支援事業を行う事業所については、南幌町と町内の社会福祉法人の2カ所で実施しています。地域自立支援協議会について

は、南幌町・夕張市・栗山町・由仁町・長沼町の1市4町で構成されていましたが、相談支援事業のさらなる充実をはかるため南幌町・栗山町・由仁町・長沼町の4町で新たな地域自立支援協議会の設置に向けて検討をしています。

コミュニケーション支援事業については、ほぼ計画どおりに推移しています。

日常生活用具給付等事業の件数が増えている理由としては、排泄管理支援用具の利用者が増加していることがあげられます。

移動支援事業については、平成23年度より車両を利用したサービスを新たに追加したことにより、実績が見込みを大幅に上回っています。実績が大きく上回ったことについては、障がいのある方の外出の機会が増えたと捉えることができ、今後も一定のサービス提供体制を確保していく必要があります。

地域活動支援センター事業については、北海道社会福祉事業団福祉村に事業委託をしています。利用実績はありませんでした。

日中一時支援事業については、自立支援給付では補えない部分を担うサービスとして機能しており、ほぼ見込量どおりとなっています。一定のニーズがあるものと考えられます。

身体障害者用自動車改造助成事業は1名の利用がありました。

腎臓機能障がい者通院交通費助成事業は、腎臓の機能に障害を有する者で通院に要した交通費の一部を補助することによりその者の健康回復と福祉の増進を図ることを目的に、平成17年度より実施している事業です。平成24年度の対象者は、21名で実利用人数は14名でした。送迎のある病院に通院している方がいるため、見込量より実績が下回っています。

福祉ハイヤー利用料金助成事業は、心身に障害がある方にハイヤー利用料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的とし平成7年より実施しています。平成24年度は、77名の方にハイヤーチケットを交付し実利用人数は68名でした。実績は見込量より大幅に下回っています。

更生訓練費給付事業、生活サポート事業、知的障害者職親委託事業、自動車運転免許取得助成事業の利用実績はありませんでした。

資料

1 人口の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人口	9,219	9,070	8,943	8,764	8,571	8,411

(各年は4月1日現在の人数)

2 障がい者の推移

1) 身体障害者手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	人口比
H20	118	77	54	92	41	15	397	4.31%
H21	122	73	57	93	40	15	400	4.41%
H22	124	71	59	98	38	9	399	4.46%
H23	118	70	57	99	37	13	394	4.50%
H24	119	69	60	101	35	15	399	4.66%
H25	123	65	61	102	38	14	403	4.79%

(各年は4月1日現在の人数、単位：人)

	肢体不自由	聴覚平衡 機能障がい	内部障がい (腎臓障がい)		視覚障がい	音声言語 機能障がい	総数
H20	267	23	81	(19)	22	4	397
H21	265	22	87	(19)	23	3	400
H22	262	20	90	(20)	23	4	399
H23	261	19	88	(19)	23	3	394
H24	263	22	91	(22)	22	1	399
H25	265	23	93	(21)	19	3	403

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

2) 療育手帳所持者数の推移

	A (重度)	B (中・軽度)	総数	人口比
H20	35	29	64	0.69%
H21	29	32	61	0.67%
H22	27	37	64	0.72%
H23	30	41	71	0.81%
H24	31	46	77	0.90%
H25	33	49	82	0.97%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	総数	人口比
H20	5	24	5	34	0.37%
H21	7	22	5	34	0.37%
H22	6	21	3	30	0.34%
H23	5	24	8	37	0.42%
H24	7	26	7	40	0.47%
H25	8	28	8	44	0.52%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

	交付者数	人口比
H20	104	1.13%
H21	110	1.21%
H22	96	1.07%
H23	95	1.08%
H24	103	1.20%
H25	136	1.62%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

5) 障がい程度区分の認定所持者数の推移

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H20	7	1	3	7	3	5	26
H21	8	1	2	6	7	6	30
H22	8	2	5	6	7	10	38
H23	6	4	7	8	10	14	49
H24	6	4	6	7	10	20	53
身体障がい	0	2	1	1	3	9	16
知的障がい	5	2	5	6	7	11	36
精神障がい	1	0	0	0	0	0	1
H25	4	4	6	8	12	20	54
身体障がい	0	2	0	2	4	9	17
知的障がい	3	2	6	6	8	11	36
精神障がい	1	0	0	0	0	0	1

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づく、南幌町障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱（平成19年南幌町訓令第11号）は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

(平成25年5月1日現在)

	氏 名	区 分
委 員	水石 裕一	学 識 経 験 者
委 員	栗林 和史	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	小友 征之	社 会 福 祉 協 議 会 会 長
委 員	小林 市男	民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長
委 員	戸田 和則	医 師
委 員	田中 秀巳	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	熊木喜美夫	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	中村 達子	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	加藤 顕光	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	岡 玲子	住 民 代 表 (公 募)
委 員	佐藤 純子	住 民 代 表 (公 募)

計11名